

栗東市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査（補助金交付団体監査）の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 31 日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査（補助金交付団体監査）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日
（監査対象）社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会
（監査期日）令和 7 年 8 月 19 日

4. 監査にあたった監査委員
大 橋 慎 一 ・ 梶 原 美 保

5. 監査の着眼点と実施内容
令和 7 年度における市からの補助金等にかかる出納及びその他の事務の執行が、関係法令等に基づき適正に行われているかについて、提出資料の説明を求め質疑応答により、栗東市監査基準に基づき実施した。

6. 監査の結果
監査の範囲内において、補助金等にかかる出納及びその他の事務の執行等について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

今後においては、関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図りつつ、高齢化の加速化に伴い利用者のニーズを的確に捉えたサービスとなるよう工夫されるとともに、健全な事業運営に努められたい。

また、主管課においては、財政援助団体として目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。